

1970年第73回直野津市議会定例会の議録

3月18日(第1日目) 午前10時→分肉会

出席議員(20名)

1番	伊保清安	3番	石川真大
4番	渡名喜庸仁	5番	宮里敏行
7番	比嘉盛栄	8番	又吉正弘
9番	棚原豊信	10番	稻嶺正康
11番	安次富盛信	12番	大川昇昇
13番	知名朝司	14番	崎向正尊
15番	仲村春仁	16番	武断行男
17番	佐喜真弘	18番	比嘉美彦
19番	宮成盛昌	20番	伊佐徳次郎
21番	仲村盛光	22番	古波藏清次郎

欠席議員はなし

議事説明者

市長	崎向建一郎	助役	沢岷安一
総務課長	多和田真一	収入役	吳屋好永
厚生課長	伊佐友誠	農林課長	崎向政光
都市課長	兼村豊昌	建設課長	高宮成昇
住民課長	知名念和夫	消防長	大城仁幸
商工観光課長	棚原盛真		
固定資産評価課長	武断正彦		
税務課長	古波藏信三	水道課長	仲村春盛
営業課長	奥里将弘	会計課長	天久吳

重良幸 正栄栄 本川花 仲石知 委員保 副委員 吉勝永 俊春 念村嘉 知仲比 委員員 教育委員

工務課長 金城 健栄

事務局出布者

局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島 笈 真由 書記 仲村 春夫
書記 比嘉 是治

議事日程 (第1号)

1970年3月18日

諸般の報告

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 議案第3号 宜野湾区教育委員会職員定数
規則の一部を改正する規則に
ついて

日程第4 議案第4号 宜野湾区教育委員会事務局職員
並びに雇傭人(栄養士、事務補助員
学校長話人)の退職給与金積立
規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第5号 1970年度宜野湾教育区ごみ出し
補正予算

日程第6 認定第4号 1969年度宜野湾教育区ごみ出し
決算認定について

日程第7 報告第1号 1969年度宜野湾市土地区画
整理事業第二地区特別会計
予算繰越繰越計算書

日程第8 議案第1号 1970年度宜野湾市一般会計
収入支出追加更正予算

日程第9 議案第2号 1970年度宜野湾市水道事業会
計追加更正予算について

日程第10 認定第1号 1969年度宜野湾市一般会計
収入支出決算認定について

日程第11 認定第2号 1969年度宜野湾市土地区画整
理事業第二地区特別会計収入
支出決算認定について

日程第12 認定第3号 公有水面埋立事業特別会計収
入支出決算認定について

日程第13 陳情第1号 新設道路の設置について

議長

出席16名であります。定足数に達して
ありますので、今より第73回直野湾市
議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時2分)

議長

日程打ち合せのため暫く休憩いたします。

(午前10時2分)

議長

本日の日程は、お手元に配布してある議
事日程表(第1号)の通りであります。
諸般の報告を行ないます。

議長

休憩いたします(午前10時5分)

議長

再開いたします(午前10時8分)

議長

日程第1 会期の決定についてお諮り
いたします。今期第73回定例会の会期は
本日3月9日から3月27日まで10日間
といたします。二日に御異議
ございませんか。

議長

御異議なしと認めます。よって会期は10日間と決定いたしました。尚、会期日程予定につきまして、両平元に配布してあります案の通りでござりますので、御了承を願います。

議長

日程第2 会議録署名議員の指名を行ないます。

議長

会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長に於いて3番の石川真大君、20番の伊佐徳次郎君を指名いたします。

議長

休憩いたします（午前10時10分）

議長

再開いたします（午前10時20分）
日程の第3 議案第3号 宜野湾区教育委員会職自定数規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。
一応録りをして朗読させます。

議長

休憩いたします（10時21分）

議長

再開いたします(10時21分)
本案に対する提案者の説明を所願致
します。

市長

本案に対する趣旨説明を教育委員長
に委嘱いたします。

教育委員長

申し上げます。本案は幼稚園教諭の
定数の規則でございしますが、4月からこれ
は、普天間小学校に幼稚園を設置するこ
とになってまいりますので、その教員定数が
6人、6クラス増になりますので、どうして
その今までの9人を15人に改めた」とい
う意味でこの案を提出してあります。以
上であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続
審議とさせていただきます。と思っておりますが、御異議
ございませんか。

議長

御異議ございませんので、継続審議

といたします。

議長

次は日程第4議案第4号 宜野湾市教育委員事務局職員並に雇傭人(栄養士、事務補助員、学校世話人)の退職給与金積立規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

議長

暫く休憩をして採り上げて朗読をさせます。(午前10時23分)

議長

再閲いたします。(午前10時24分)
本案に対する理事者の説明を求めます。

市長

本案に対する趣旨説明を教育委員長に委嘱いたします。

教育委員長

申し上げます。事務局職員並に雇傭人の退職金の積立金は、これまで職員数が18名であったものが、今年度から6名に増えたとあります。そういう意味で今まで積立金の限度を今まで最高2,000ドル積立てありましたが、これを3,000ドルにその限度をもつて、

12
「う」とど、それから題名を「に」にありま
すように改正する必要があらうと思つた
ので、この案を提案してあります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で継
続審議としておきたいと思つますが御
異議ござらませんか。

議長

御異議ござらぬので、継続審議と
いたします。

議長

本案に対する理事者の詳しい説明を
願ひ致します。

市長

本案に対する趣旨説明を教育委員長
に委嘱いたします。

教育委員長

申し上げます。理年度の教育予算におき
まして、この予算におきまして、支出面が政
府支出金の方が勸奨退職の人があり
まして、その退職金14,409ドルと「う」退

職金がござります。それから備置費の増
があります。それから給食費、準幼稚園
児童に対する給食費の補助、それから
幼稚園教諭に対する50%の給与の補助
がござります。それから新設幼稚園の保
育料、3ヶ月分、1,125ドル、3ヶ月分の徴収金
がござります。それから市負担金、これは
当初予算にのりましても、施設費が非
常に少なかつたので、今度市から施
設費として、10,000ドルの増額をしてもら
いましたので、こういう支出の面で、こ
う増がござりましたので、支出の面で退
職金の支出、それから施設費、それから
備置費の施設などによって、補正の必要
がござりましたので、この案を提出して
ござります。以上であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で継
続審議としておきたいと思っておりますが、御
異議ございませぬか。

議長

御異議ございませぬので、継続審議
といたします。

議長

次は日程の第6 認定第4号 1969年度直野湾教育区支出決算認定についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明を求めます。

市長

本案に対しても趣旨説明を教育委員長に依頼致します。

教育委員長

申し上げます。1969年度の決算書ができましたので、委員会法第65条によってこの決算書を議会の認定を求めて提出してまいります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします(10時30分)

議長

再開いたします(10時45分)

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続

審議としておきたいと思っておりますが、御異議ございませぬか。

議長
御異議ございませぬので、継続審議といたします。

議長
休憩いたします（午前10時45分）

議長
再開いたします（午前11時3分）
日程第7報告第1号 1969年度宜野湾市土地
地区画整理事業第2地区特別会計
~~并由~~予算継続費繰越計算書を上程
いたします。

議長
理事者の報告を求めます。

総務課長
御報告申し上げます。1969年度宜野
湾市土地地区画整理事業第2地区特別
会計予算継続費繰越計算書につきまして
は、参考資料として、84ページのプリン
トしてございませぬけれども、その者と今回
の繰越計算書の者とを比較すればお解
りと思っております。又おいては、
逃次繰越としては、70年度に予算額と

った分は繰越してございませうけれども
その予定額の貸費地処理が9月7日御
報告申し上げた場合はゼロと成って
ありませうけれども実際調査してござい
まして1,494,000の繰越の支出に当り
賦課として充てたことと成ることでございま
す。そして繰越金を3,083,000からのもの
を1,589,000に訂正してございませう。
これにつきましては、私共当局のミスでござ
いませうので、今後そのようなことがな
いように我々努力いたしまして、御報告
にかえたいと思っております。

議長

本報告に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もないようでありませうので報
告を終ります。

議長

次は日程第8議案第1号、1970年度首野
湾市一般会計収入支出追加更正予算を
上程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明を求めま
す。

12
総務課長

御説明申し上げます。1970年度一般
会計の追加更正第3回目でございます。
款項、目別に順をおって御説明申し
上げます。

1 款市税でございますけれども前回ま
での予算額が302,953ドル。今回の追
加更正予算額が73,836ドル。合計にた
しまして376,789ドル。1項の普通税に
おいても同じでございますけれども1目市民
税。前回までの予算額が74,221ドル。今
回の追加更正予算額が32,562ドル。計
106,783ドル。節は本年度分といたしまして
25,389ドル。その内訳は法人税額が
13,600ドル。30人の分が11,789ドル。過
年度分が7,173ドル。これは法人税割
の分でございませう。3目事業税。前回まで
の予算額が77,619ドル。今回の追加更正
が36,010ドル。計113,629ドル。その内訳
といたしまして、本年度分が26,773ドル。こ
れは法人の分でございませう。過年度分が
9,237ドル。これも法人の分でございませう。
4目の不動産取得税につきましては、前
回までの予算額が9,231ドル。今回の追
加更正予算額が5,264ドル。計14,495ドル。
その内訳といたしましては、本年度分が981
ドルの減でございませう。法人の分の減で
ございませう。過年度が8,245ドル。これは
法人の分の増でございませう。この件につき

ましては、説明資料でも書いてありますように先ず一番今回の追加更正の一番大きな柱になっておられますけれども、この点につきましては、16頁の表でも所解りのようにあまりにも大きな額の追加更正の額になっておられますけれども、これは16頁の説明資料にもありますようにこの理由といたしましては、70年度の当初予算を計上する場合にあまりにも過少の見積りをしたというところが、この表でも所解りになると思えます。今後予算編成に当りましては、充分注意いたしまして当初から出来るだけ把握いたしまして、その予算が住民福祉に反映されるように努力したいと思っております。

読まして、この款の市町村交付税でございませうか。前回までの予算額が488,338ドル、合計508,338ドル、これは特別交付税を予想しておられますけれども、この点についても説明資料でも書いてありますけれども、これはあくまでも推計でございませう。この説明資料といたしましては、積算のありでございませうけれども、この69年度の特別交付税の実積は、52,926ドルでございませうが、それには普通交付税の調整額として、12,438ドル、この52,926ドルの中に入れておりました。差引ましますと、40,000ドルたります。で、ございませう。そして、69年度までの

特別交付税の割合をその総額に定める
15%でございまして、70年度から
は、総交付税総額の10%に落とす可
で、それと20,000ドルと10,000ドルに20,000ドル
10位"が"確定じや"か"と"いう"こと"で"
20,000ドルを計上してございませう。

～ 以下議案朗読につき省略～

議長

本業に対する質疑を許します。

議長

以上もちまして午前9会議を終ります。
午後は2時から再び本会議を開きます。

議長

休憩いたします(午前11時57分)

8 答

この説明書の中は他を介し
とつたところありが……。

検討課題

この線は約50メートル位
この地主が……とつた
白の……とつた。……
……とつた。……
……とつた。……
……とつた。……

8 答

排水は……とつた
……とつた。……
……とつた。……
……とつた。……

検討課題

……とつた。……

8 答

……とつた。……
……とつた。……
……とつた。……
……とつた。……

8 着

この下取の紙類は予想よりも早く
押込がわつたところから、その程度理解
がなされたことが、この中身が紙類の期
末までである。これは当初予想と紙類の期
限の何となく、何となく、何となく、
当然と見られていた。ところが、その
場をこの程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。

脚 続

この下取の紙類は予想よりも早く
押込がわつたところから、その程度理解
がなされたことが、この中身が紙類の期
末までである。これは当初予想と紙類の期
限の何となく、何となく、何となく、
当然と見られていた。ところが、その
場をこの程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。

8 着

例示の後である。

脚 続

例示の後である。この程度と見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。この程度と見られていたと見られて
いた。

45
は大体推察せしが出来ぬ一語ありて、
此の一事も之を以てこれだけの数値があれが
……。

○ 答

戸籍の身務委託者は別に之の相
承手当の費はせぬ。これは費本給に於て
これにてあるのが、此れと別、御説明が
申し渡すに費本給の付下。此は人口割
に於て、此の給料給に於てこれにて
であるが、此れは之であるが。

○ 問

これは身務給、一の方の例を存身して……。

○ 答

身取給があれである。

○ 問

はい。

○ 答

結局、此は同意の事であるが、身取額
に於ては……。この身務委託給は別に
して、20行政区溝の付し給料は
これよりであるが。

○ 問

給料は全部一紙、全部費用は給料

消防長

その確に時同外身当に... 初身隊の身身編成の場... けけり... 左れれ... 流も申し... 此れは... 討算し... 困は... 考不...

8 着

既所費の中... 当に... 当の... 作業... 事... 思...

厚生課長

お聞き... 当に... 本... 現在... 11,000... 4,500...

やうにありませぬ。出れば、一龍は日頃もやう
談心ながら、時には昼は仕事も一方がう
つしやうなもので、時同外も時とておの
民館におられたいと後竹身務を是非や
うと、おの對象とておのうは一人も残らず
この制度に入つてもううううとせしむると思
つて一龍時同外を討つておのう。

○ 着

現在おのうは一龍は行政區一回程
旅、或は… 行政區おのうは終つてあり
やう。おのうとておのうやう。

厚生課長

一龍は新終つてありやう。

○ 着

おのう討つて、時同外勤務おのう討つ
て、おのうは異なる行政區おのうは
おのう談心やう。

厚生課長

おのう、おのうとて一龍は… 思つてありやう。

○ 着

行政區おのうはあつたやう。

厚生課長

は、

8 着

同じ飲料費の中の席毎本の備品費、椅子が、折れた椅子が、50脚用意
なれるように、これに2000円を
加える……。

総務課長

お答に致しませう。これは庁舎の増築を
計画しておりまして、その際、多階が小
議室に予定しておりますので、50脚の折
れた椅子はこれが一階議用のテーブル
12脚を予定しております。

8 着

はい。一応これと致しませう。

議長

暫く休憩致しませう。(午後2時28分)

議長

再開致しませう。(午後2時48分)

8 着

議程も質問も済ませましたが、今この土木課
長にお尋ねしますが、この2540円は
この中から自己財源でおられるか。

新幹線長

これは70年度の補助金です。今申請
立野商會

此の対比を求むるに、昭和31年
税の徴収額の増減の割合を、昭和30年
計現年度、過年度納付、これに46,843
億847兆に對し、これが徴収実績で
あることが、当初予算の計上額が25,560
億に計上されてゐる。その増減率が54.56
%に達してゐることは、過年度納付の
こと、このことが、昭和31年のもので、
いふことが、昭和31年のもので、
昭和31年の当初予算は、その増減の
こと、昭和31年のもので、

事業税の増減の割合を、昭和31年
実績に對し、70年度の当初予算計上額
が59.68%に達して、当初予算計上
されてゐることは、昭和31年のも
ので、昭和31年のもので、増減が
おこることは、昭和31年のもので、
昭和31年のもので、昭和31年のも
ので、昭和31年のもので、

20 番
市税の当初と現在との課税主体
の増減は、昭和31年のもので、

増減の割合
増減の割合は、昭和31年のもので、

20 番
予算編成当時の、課税主体
昭和31年のもので、昭和31年のも
ので、昭和31年のもので、

20 着

10,000ドルで。以上
と。続つた。

議 長

本議院の決議は、質疑の段階で継続
審議としておこなつて思ふ方が、御案
議の趣意が。

議 長

御案議の趣意が、継続審
議と致しつた。

次は日程の第9、議案第2号、1910年度
廣野橋市水道事業会計並組員の手当に
関する上程致しつた。

本議院の理事會長の趣旨説明を前
の通り。

水道部長

1910年度の廣野橋市水道事業会計並
組員の手当を上程するに付、内容の
趣旨説明を申し上げたいと思
ふ。

この度、水道事業の手当を上げよう
と、これは収入増が、その目的であ
り、その目的は、内容の調整と、その
結果、収入の総額を別に致しつた。其
の趣意が、廣野橋市水道事業会計並
組員の手当を上程するに付、

此等想を以て用類を一般の事として
課目にておいておるが、その内容として
しては、表の左の月の職員の一般の事
明としておいておるが、その内容として
は、給料の差額、その新しきもの
の場石は、給料がはらう高くなる
ことになって、その給料の増上、それが
諸般の説明の場石としておる。その
ことについておるが、表の1月の26日
付の直野場石の水電は10,000を課
しておるが、これを記帳して、その
帳面に記しておるが、それを封紙して
おる。これは大の課目としておるが、
その内容の説明を記しておる。その
ことについておるが、これは10月
4025の減りのおり。その内容として
記しては、給配料の方で10月
減りのおり。これは順をきいて御
説明申しておる。その内容として
の場石、既述の事類が434,634
対して434,232の減りのおり。その
ことについておる。管理費用として、
416,785の減り、416,767の減り
おる。その内容として給配料の
こと、45,928の減り、45,906の
減りのおり。その内容として
付録所用としておる。その
084の減り、41,906

項目にも通信道撤費と委託費が560
ドル、360ドルと不用額を予想される方を
削っており。常業外費用でござりますが、
これは私利私欲の項目で大きな
800ドルの減らしてありましたが、これは
両者入金が戻ると一時増と見られ
て計上されておられるが、これが関係
株で大きな減らしてあり。これが15.5
52ドルの既決予算額に計上して14.713
ドルと大分削ってござります。

厚生費の方と雑費の両目でもござりますが、350
ドルの減らしてありおは……。おはさ
ます。厚生費の場合、350ドル、これを不用額
を、予想される不用額を削ってござります。

最終の雑費の805ドルの増らしてござ
ります。水道料屋の場合、4年を経過して
おれず請取のおれが非常に増え、不納
金繰り上げの状況で、これは5年度に
おれりおは、おれらでござるおれら
の金を一応おれら、不納金繰り上げ
計上してござります。

次に資本的支出の項目に移ります。
資本的支出は同じでござります。
内訳は、給水施設費、水道施設費の給
水施設費とこれ1500の差でござ
ります。おれらのおれらおれら
28500減ら、これと委託費で28000
の増は、これは5年度、71年度の予定
おれらおれらおれらおれらおれら

營業設備費の項目を総合的に見れば15%の減
の減を認むべきであるが、内容として16%
の増と、これが設備費の増と16%の増と、
車両購入費で17%の減の減を認むべきであるが、
これは既に購入したものである。これは
減を認むべきである。この削減はこれ
が設備費の増、増を認むべきである。
これに総合的に見れば事業費の費用で40%
の減を認むべきである。換算の計
算書の場后にも順序として40%の増と
7%の増と、好むべきであるが、別
の事業費が増したものと7%の意味
は認められる。
説明通りである。

議長
本案に対する質疑を新し。

議長
本案の内容については、質疑の段階で
継続審議としておきたいと思っておりますが、
御異議ございませんか。

議長
御異議ございませんので、継続審議
と致しませう。
日程の第10、議案第1号、1969年度直野
港第一航路計画の決定等に関する件
文野港市議会

の上程致し奉る。

本系に對する理事者の説明を求め奉る。

総務課長

御説明申し上げ奉る。1969年度の一般
原計の出入水算書の作成に付、収入
款の方から69年の10月7日の報告を
行ない、その日の16日の監査委員の方
に水算書をお願ひ致し奉る。69年の12
月24日の監査委員の水算書等の意見
書が参りておりました。監査委員の御指摘
の参りおりました。予算外の予算に計上され
た収入が明らなりました。これが1969
年度の未納が50,000円。本館とが一つ
の収入として御指摘の収入が一つが
原計の収入としておりました。予算が
民福祉に反映されるおりました。予
算外にござります。その御審議お願
ひ致し奉る。これが1969年度の
報告の収入を戻す新しい試み
を致し奉る。事務報告書を準備して
おりました。何れか初めてござります。相
当膨大な資料をお願ひ致し奉る。お
願ひの三つにござります。お願ひ
して、原書と誤差をお配りしおりました。
お願ひ。御了願お願ひ致し奉る。
その御審議お願ひ致し奉る。

議 長

本案に對する質疑を許す。

議 長

本案に對しては、質疑の段階に
繼續審議していただくことが、
御稟議の趣意に即する。

議 長

御稟議の趣意に即して、繼續審議
と致す。

議 長

日程の繁苛に、請求書は、1969年度直
野津市土地区画整理事業二次区画別
合部におかれ、承認を以てして議決
致す。

本案に對する採案者の説明を承け。

採案者

御説明申し上げます。本件に對しては、
69年*の10月7日の収入税から減算の
報告を致す。早急電報費の方
審議をお願ひ致す。12月22日の決
算の着電の意見書が添付されて
おられることは、議程の報告中に申
し上げたい。趣意に減算の三下の
説明が添付して、再々70年の2月の
17日の減算の報告を依頼致す。

監査委員に依頼致しまして三月廿三日に
決算報告を致してあります。これにより
してまた御審議の願ひ致してあります。

議 長

本業の計画の質疑を致してあります。

議 長

本誌発行の計画にても質疑の時点に
継続審議を致してあります。御
審議の願ひを致してあります。

議 長

御審議の願ひを致してあります。継続審議
を致してあります。

議 長

以上の報告より、監査委員より本業
の事業計画の質疑を致してあります。
御審議の願ひを致してあります。

本業の計画の調査者の報告を
求めてあります。

助 役

埋立物の計画の計画にても、継続
審議の願ひを致してあります。前年度の継続審議
の終了の予定を計画に照らし合わせ
致してあります。事業が全行の計画に
て、前年度の継続審議の計画に照らし
て、

この録紙を別に使用されておられること、
この方の執業はかつてお話ししておいた方が
号簿の執行は全然おこなわれが、号簿代
はがかりのことで、深慮して報告致しお話し
します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案のこの点に就いて質疑の両点で継続
審議としておこなわれ、第一の方が、御果議
をなさるべきか。

議長

御果議をなさるべきで、継続審議
と致します。

議長

この時5分を休憩と致します。
(午後2時55分)

議長

再開致します。(午後3時20分)

議長

継続審議中の議案第1号、1970年度
直野漢字一昧原計才入才出資相成正号、
議案第2号、1970年度直野漢字入才出資相成正号、

原計並加更正予算 議案第5号 1970年度
直野場教育区才入才出補正予算 認定
第1号 1969年度直野場第一級原計才
入才出決算認定に付て、認定第2号 1969
年度直野場第二地区画整頓事業第2地区
特別原計才入才出決算認定に付て、認定
第4号 1969年度直野場教育区才入才出
~~決算~~ 決算認定に付てを再心議願
せらる。

お諮り致し奉る。以上6案件を各等化
委員及び財政課に付し思ふ所。
議案第1号 1970年度直野場第一級原計
才入才出並加更正予算、認定第1号 1969年
度直野場第一級原計才入才出決算認定
に付てを再心議願せらる。議案第2
号 1970年度直野場市水道事業原計並加
更正予算に付て、認定第2号 1969年度直
野場第二地区画整頓事業第2地区特別
原計才入才出決算認定に付てを再心議
願せらる。議案第5号 1970年度直野
場教育区才入才出補正予算、認定第4号
1969年度直野場教育区才入才出決算認定
に付てを再心議願せらる。以上6案件
付託致し奉る。御稟議に
お答ふ。

(稟議おしこ時成)

議長

御稟議に付し認む所。お答ふ。

決定せしむ。尚、お詫言致し候。
お詫言致し候。尚、お詫言致し候。
お詫言致し候。尚、お詫言致し候。
お詫言致し候。尚、お詫言致し候。
お詫言致し候。尚、お詫言致し候。
お詫言致し候。尚、お詫言致し候。

(議決せしむ時分)

議 決

御稟議の如しと認む。8月23日の
議決の如しと認む。8月23日の
議決の如しと認む。8月23日の
議決の如しと認む。8月23日の
議決の如しと認む。8月23日の
議決の如しと認む。8月23日の

進行致し候。次は日程の如し、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。
進行致し候。次は日程の如し、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。
進行致し候。次は日程の如し、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。

以上議決の如しと認む。尚、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。
以上議決の如しと認む。尚、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。
以上議決の如しと認む。尚、陳情
事項、新設道路の設置の如しと認む。

議 決

略し休題致し候。(午後3時15分)
御用致し候。(午後3時15分)

議 決

以上を以て本日日程を終了致し候。
尚、明日より先着の如しと認む。
以上を以て本日日程を終了致し候。
尚、明日より先着の如しと認む。
以上を以て本日日程を終了致し候。
尚、明日より先着の如しと認む。